

## 第 47 回婦人の地位委員会

### 合意結論

#### メディアおよび情報通信技術への女性の参加とアクセス、ならびに、女性の地位向上とエンパワメントに対するその影響、および、このための手段としてのその利用

1. 女性の地位向上とエンパワメントに貢献するメディアと情報通信技術の潜在的可能性に関する婦人の地位委員会は、北京宣言および行動綱領<sup>1</sup>の戦略的目標と行動、ならびに、第 23 回国連特別総会で採択された、成果文書「21 世紀に向けての男女平等・開発・平和<sup>2</sup>」を想起するとともに、これを再び強調する。また、国連ミレニアム宣言（2000 年）、ならびに、貧困、飢餓や疾病に取り組み、また真に持続可能な開発を促進する効果的な方途として男女平等と女性のエンパワメントを促進し、また最新技術、とりわけ情報通信技術の恩恵が全ての人々に行き渡るよう確保する、という決意も想起する。
2. 委員会は、世界的に見て、メディアと情報通信技術への参加、アクセスおよびその利用、その内容および製作物において大きな差異があることに留意する。かかる差異は国家、地域および国際レベルでの政策策定にとって重要な意味合いを有する。情報通信技術のジェンダーの側面に焦点を当てることは、デジタル革命の男女平等への悪影響、および、従来型のメディアと新技術の双方を通じた女性の性的搾取を含む既存の不平等と差別の永続化を防止し、これと闘う上で不可欠である。メディアと ICT はまた、情報と新技術の利益に対する女性の完全なアクセスを促進するためのツールを提供するとともに、女性のエンパワメントおよび男女平等の促進のための中心的なツールともなりうる。よって、意思決定過程および ICT を通じて創出される新たな機会を含め、メディアと ICT に対する女性のアクセスと参加を拡大するための取組が必要である。
3. 委員会は、2003 年 12 月にジュネーブで、2005 年にチュニスで開催予定の世界情報社会サミット（WSIS）の開催を歓迎するとともに、すべての参加者に対し、以下の勧告を考慮すること、および、サミットのあらゆる側面にジェンダーの視点を組み入れることを要請する。さらに、サミットへの多数の女性の参加とともに、各国代表団、ならびに、市民社会組織および財界のメンバーとして、多数の男女平等専門家と女性の ICT 専門家の参加を促す。

---

<sup>1</sup> 『第 4 回世界女性会議（北京、1995 年 9 月 4 日～15 日）報告』（国連出版物、販売番号 E.96.IV.13）

<sup>2</sup> A/RES/S-23/3 付属

4. 委員会は各国政府に対し、また適宜、国連システム関連の基金と計画、国連システムと専門機関、国際金融機関、民間部門と NGO を含む市民社会およびその他の関係方面に対しても、以下の行動を取るよう要請する。
  - a) 情報通信技術 (ICT) およびメディアと通信の分野で国内の政策、法律、計画、プロジェクト、戦略および監督・技術手段の策定と実施を行う際には、ジェンダーの視点の取り入れを優先課題とし、女性の早期の完全な参加を確保するとともに、ジェンダーに配慮した政策と規制の実施を確保し、女性の情報技術専門家、女性団体および男女平等提唱者との協議および協力により、かかる政策のジェンダー面での影響を分析するために、監視と説明責任の仕組みを創設する。
  - b) 監督機関が存在する場合、これに対し、ICT・メディア部門の所有、統制および管理への女性の完全な参加を促進することを奨励する。
  - c) 開発のための ICT に関するすべての計画およびプロジェクトにジェンダーの視点と男女別の測定可能な目標を含めるとともに、適宜、情報の積極的なユーザーとしての女性と少女を対象とした具体的な活動も含める。
  - d) 平和構築あるいは復興の途上にある国々に住む女性と少女の特殊なニーズと利益を念頭に、女性と少女に不釣り合いな悪影響をもたらす ICT 関連のインフラ面での障害を除去するとともに、すべての女性と少女にとって低廉で利用可能な ICT 関連インフラの整備を促進する。
  - e) 資金およびその他の支援を提供することの重要性に留意しながら、適宜、パートナーシップを通じ、あるいは、ジェンダーに配慮した自己規制指針、および、報道機関による報道と表現に関するジェンダーに配慮した自己規制指針を通じて、公共および地域社会のメディアに対し、男女平等の支援に務めるよう招請する。
  - f) 障壁の克服と女性のエンパワーメント支援を図るために、すべての女性と少女に対するメディアと ICT の影響のあらゆる側面、特に、そのニーズと関心に関する研究を支援するとともに、現行のメディア・ICT 政策を見直し、貧しい、特に非識字の女性のニーズに ICT を適応させる方法を見出す。
  - g) 特に ICT の発展に向け、正規、非正規を問わず、教育を優先事項とするとともに、少女と女性が ICT へのアクセスを可能とするために、少女の教育を促進する措置を講じる。

- h) 情報社会への女性の完全な参加を促進および確保するために、適切な政府レベルにおいて、幼児期から高等教育に至るまでのあらゆる教育レベルのカリキュラム、および、継続教育に、少女と女性向けの ICT 教育を含める。
- i) 遠隔教育および電子学習を通じたものを含め、すべての教育レベルで、科学、数学および技術を含むメディア・ICT 関連科目を履修する女子学生の数を増やすため、具体的な策を講じる。
- j) ICT の利用、設計および製作に関する女性と少女、および、女性の非政府組織を対象としたスキル訓練、職業・雇用訓練および能力開発プログラムを、これらの人々が指導的な役割を果たす準備を施すこと、および、政治過程へのその参加を促進することを目的に含め、確立するか、すでに存在している場合には、これを拡大するとともに、教員向け ICT 研修プログラム、および、メディア専門家向けの研修プログラムにジェンダーの観点を組み入れる。
- k) 零細事業や自宅勤務などの ICT を基盤とする経済活動、情報システムと改善された技術、および、この分野での新たな雇用機会に対する女性の平等なアクセスを可能にするとともに、通信センター、情報センター、地域社会のアクセス・ポイントおよびビジネス・インキュベータの開発を検討する。
- l) すでに存在するか開発中である場合には電子政府、および、参加型アプローチを含め、女性が情報社会に完全に参加し、その利益を享受する能力を育成するため、すべての参画者間でのパートナーシップを強化する。
- m) ICT およびメディアのあらゆるレベルにおける意思決定への女性の参加を拡大することを目指し、メディア・ICT 分野における様々な範疇およびレベルの仕事、教育および訓練について、女性の平等な機会を確保するとともに、ジェンダーへの配慮を監視する。
- n) メディア・ICT の部門における女性の能力と潜在能力を高めるため、女性向けの経営、交渉およびリーダーシップ訓練、ならびに、助言（メンタリング）システムその他の支援戦略およびプログラムを提供する。
- o) 表現の自由と矛盾しない範囲内で、ICT の急速な発展に伴うメディアの内容における性欲化およびポルノグラフィ使用の増大と闘うための効果的な施策を講じ、メディアに対し、女性を劣った存在として表現すること、また性的対象および商品として搾取することをやめるよう奨めること、セクシャル・ハラスメント、性的搾取および女性と少女のトラフィッキングを目的とした ICT の犯罪への悪用を含む ICT

とメディアを用いた女性に対する暴力と闘うとともに、暴力、虐待およびその他形態の性的搾取の被害を受けた者を含め、女性と少女のエンパワーメントの手段としての ICT の発展と利用を支援する。

- p) 異なる現地語の価値を尊重し、地方の知識体系、および、地方の制作によるメディアと通信のコンテンツを促進、奨励し、適宜、異なる女性グループに関連するコンテンツにより、ICT を用いた現地語での幅広いプログラムの開発を支援するとともに、ICT コンテンツを開発する少女と女性の能力を育成する。
- q) 女性と少女の利益となる開発途上国間での低廉な技術と適切な ICT コンテンツの移転と交流を容易にするため、南南協力を奨励する。
- r) 男女平等、ならびに、指導者、参加者および消費者のとしての女性の経済的、政治的および社会的エンパワーメントに向けた新技術の利用拡大と並行して、ラジオ、テレビ、電気通信および活字など、従来型の情報通信技術の利用を強化、奨励するとともに、女性と少女が潜在的に、ICT とメディアの重要な消費者、ユーザーおよび製作者であることを認識する。
- s) 女性に対する差別と暴力を根絶するための取組の一環として、あらゆる形態のメディアおよび ICT におけるジェンダーの固定観念化、否定的な描写および女性の搾取に対処するための良い慣行を収集、共有するとともに、これを積極的に認識し、広く宣伝する。
- t) ICT の利用とニーズに関する男女別指標を開発し、メディア・ICT 専門職における雇用と教育のパターンについての男女別データを収集するために、ICT の利用に関する統計を集計し、これを性別および年齢別に分類するための取組を増大させる。
- u) 男女平等とジェンダーの主流化を支援し、女性と少女の関心事項に適応し、男女平等を促進する女性のオンライン・コミュニティおよびネットワークに支援を提供する革新的、低廉、利用可能かつ持続可能なメディアおよび ICT の計画、プロジェクト、製作物に十分で適切な資源を提供する。
- v) 職業、科学および技術訓練、識字訓練、ならびに、能力開発プログラムを含め、情報社会への女性の参加と平等なアクセスを増大させることをねらいとする計画、プロジェクトおよび戦略を支援する資源配分を優先させる。
- w) 女性と少女の利益となるように、先進国・途上国間のデジタル・ディバイドと情報格差を縮めるための環境整備への各国の取組を支援する国際協力を強化すると

もに、知的所有権保護の必要性和開発途上国の特殊なニーズを考慮しながら、相互の合意に基づき、譲許的、特恵的および優遇的条件で、開発途上国にとっての知識と技術へのアクセスおよびその移転を容易にすることにより、インターネット・インフラを含む ICT へのアクセスを促進、開発および強化する。

- x) 十分かつ適切な資源の配分および技術的専門知識の提供を通じたものを含め、女性の地位向上のための国内本部機構がメディアと ICT、および、男女平等に関する指導的提唱者としての役割を果たす能力を強化し、メディアと ICT の問題に関連する国内、地域および国際プロセスへのその関与を支援するとともに、各国の ICT 担当省庁、女性の地位向上のための国内本部機構、民間部門およびジェンダー提唱 NGO の間の調整を強化する。